

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（温泉の成分等の揭示）</p> <p>第六条 法第十四条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 源泉名 二 温泉の泉質 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 四 温泉の成分 五 温泉の成分の分析年月日 六 登録分析機関の名称及び登録番号 七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 八 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 九 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由 十 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 十一 浴用又は飲用の禁忌症 十二 浴用又は飲用の方法及び注意 | <p>（温泉の成分等の揭示）</p> <p>第六条 法第十四条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 源泉名 二 温泉の泉質 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 四 温泉の成分 五 温泉の成分の分析年月日 六 登録分析機関の名称及び登録番号 <p>七 浴用又は飲用の禁忌症</p> <p>八 浴用又は飲用の方法及び注意</p> |